

成安造形短期大学同窓会京の会規程

昭和55年5月18日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、成安造形短期大学同窓会京の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、教養と創造の向上につとめ、母校並びに京都成安学園の発展に寄与し、あわせて福祉事業に尽力することを目的とする。

2 本会は、学校法人京都成安学園関連の同窓会組織との親睦を図るものとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 総会、役員会等の開催
- (2) 会員名簿の作成ならびに整備
- (3) 機関紙の発行
- (4) その他本会の目的を達成するため必要な事業

(本部、事務局の位置及び支部)

第4条 本会は、本部並びに事務局を京都成安学園法人本部（滋賀県大津市仰木の里東4-3-1）に置く。

2 本会は、必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 会員及び会費

(会員資格)

第5条 本会は、以下の各号に掲げる会員資格に基づく正会員、準会員及び特別会員をもって組織する。

(1) 正会員

- (ア) 京都成安女子学院専攻部高等師範科、家庭科、保育科及び経済科の卒業生
- (イ) 成安女子専門学校被服科及び経済科の卒業生
- (ウ) 成安女子短期大学被服科本科一部、被服科本科二部、別科、意匠科、造形芸術科、服飾文

化学科及び専攻科の卒業生並びに修了生

(エ) 成安造形短期大学服飾文化学科、造形芸術科及び専攻科の卒業生並びに修了生

(2) 準会員

母校に在学した者で、正会員 5 名以上に推薦され、役員会において承認された者

(3) 特別会員

成安造形短期大学に在籍した教職員及び学校法人京都成安学園の教職員で、正会員に推薦され、役員会において承認された者。

- 2 特別会員は、第 25 条に定める運営委員会の委員に就任したときを除き総会並びに運営委員会での議決に参加することはできない。

(会員の届出事項)

第 6 条 会員は、現住所、氏名等に変更が生じたときは、直ちに本会に届け出なければならない。

(会費)

第 7 条 正会員及び準会員は、入会に当たって役員会において定める会費を納めなければならない。

- 2 本会の会費は、終年会費とする。ただし、必要に応じて臨時に会費を徴収することができる。
3 特別会員の会費の納入は、これを免除する。

(会費の額)

第 8 条 本会の会費の額は、20,000 円とする。ただし、役員会の議を経て変更することができる。

(会費の返還)

第 9 条 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 3 章 役員、会計監査、名誉会長及び顧問

(役員)

第 10 条 本会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
(2) 副会長 1～2 名
(3) 会計 2 名
(4) 庶務 若干名

- 2 役員は、2 つ以下の職を兼ねることができる。
3 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
4 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 役員は、役員会が役員候補者を正会員中から推薦し、総会の承認により選出する。
6 役員の任務は、次のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表して会務を統括し、総会又は運営委員会若しくは役員会を招集する

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する
- (3) 会計は予算案の編成、会計決算報告書の作成及び金銭の出納を行う
- (4) 庶務は総会及び役員会の記録、会員名簿の管理その他本会の運営に関する庶務的事項を行う

(会計監査)

第11条 役員の外に会計監査を置く。

- 2 会計監査は2名とする。
- 3 会計監査の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充による会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会計監査は、役員会が会計監査候補者を正会員中から推薦し、総会の承認により選出する。
- 6 会計監査は、会計に関する事項を監査する。

(名誉会長)

第12条 本会に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は本会の役員を務めた者のなかから、特別の功労があつた者で役員会の推薦により総会において承認された者とする。
- 3 名誉会長は、本会の求めに応じ意見を述べることができる。

(顧問)

第13条 本会に、顧問を置く。

- 2 顧問には、学校法人京都成安学園理事長を役員会において推薦する。

第4章 役員会

(役員会)

第14条 本会に、常設の執行機関として役員会を置く。

- 2 役員会は、第10条第1項の各号に掲げる役員をもって構成する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれを務める。

(役員会の招集)

第15条 役員会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は役員の3分の2以上の要求がある場合には、役員会を招集しなければならない。

(役員会の定足数及び議決)

第16条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 役員会は、出席役員の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の処理事項)

第17条 役員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 財産の管理に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員候補者の推薦及び選出に関する事項
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 総会の開催に関する事項
- (6) 会費に関する事項
- (7) 運営委員会の開催に関する事項
- (8) 支部結成の承認に関する事項
- (9) 第5条第1項第2号に定める準会員及び第3号に定める特別会員の承認に関する事項
- (10) 機関紙の発行に関する事項
- (11) その他本会の運営に関する事項

第5章 総会

(総会)

第18条 本会に、最高議決機関として総会を置く。

(総会の開催)

第19条 総会は、毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、運営委員会の開催をもって総会に代えることができる。

(総会の審議及び議決事項)

第20条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 会計決算の承認に関する事項
- (3) 事業報告の承認に関する事項
- (4) 予算の決定及び変更に関する事項
- (5) 事業計画の決定に関する事項
- (6) 役員の選任、解任等に関する事項
- (7) その他本会の目的達成並びに運営に関する事項

(総会の議決)

第21条 総会は、出席者の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会議長)

第22条 総会の議長は、総会ごとに選出するものとする。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第23条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、総会に代わる最高議決機関とする。

(運営委員会の開催)

第24条 運営委員会は、役員会における出席役員の全会一致の議決により、開催することができる。

2 運営委員会は、委員長たる会長がこれを招集する。

3 会長は、3分の2以上の支部から要求があるときは、運営委員会を招集しなければならない。

4 委員長がやむを得ないと認めたときは、第31条から第33条について、省略もしくは制限することができる。

(委員)

第25条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもってこれを構成する。

(1) 第10条第1項の各号に定める役員

(2) 顧問

(3) 特別会員

(委員の任期)

第26条 委員の任期は、その在任期間中とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会委員長)

第27条 運営委員会の委員長は、会長がこれを務める。

(運営委員会の審議及び議決事項)

第28条 運営委員会の審議及び議決事項は、総会の審議及び議決事項について定めた第20条を準用する。

(運営委員会の定足数及び議決)

第29条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、運営委員会への出席は、委任状をもってこれに代えることができる。

2 運営委員会は、出席委員の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会の議長)

第30条 運営委員会の議長は、運営委員会ごとに選出するものとする。

(運営委員会開催の告知)

第31条 運営委員会を開催するときは、機関紙その他適当な手段により、会員にその開催を告知し

なければならない。

(公開の原則)

第32条 運営委員会の審議は、いかなる場合でも会員に対して公開されなければならない、非公開での開催としない。

(意見陳述及び動議提出の権利)

第33条 正会員は、運営委員会において口頭若しくは書面による意見陳述並びに動議の提出を行う権利を有する。

(審議及び議決内容の公開)

第34条 運営委員会における審議及び議決の内容は、機関紙その他適当な手段により公示し、会員に公開しなければならない。

第7章 支部

(支部の代表)

第35条 支部長は支部を代表して支部活動を統括する。

(支部の結成)

第36条 支部を結成しようとするときは、定められた書類に必要事項を記載し、会長に提出する。

(支部規則)

第37条 支部規則は、その支部においてこれを定める。ただし、本会諸規程に抵触する規則を設けることはできない。

(支部役員)

第38条 支部には、支部長及び副支部長を置かなければならない。

(支部活動経費)

第39条 支部活動にかかる経費は、各支部会員の自主運営とする。

2支部会員の総意により支部会費を徴収することが出来る。

(支部会員名簿の取扱い)

第40条 支部会員名簿は、各支部において個人情報保護法を考慮し取り扱うものとする。

(報告事項)

第41条 支部は、次の各号の事項について、速やかに本部に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 支部結成時における提出書類に変更が生じた場合

第8章 機関紙

(機関紙の発行)

第42条 機関紙は、機関紙は、年1回又は2回発行するものとする。

(機関紙の名称)

第43条 機関紙の名称は、成安造形短期大学同窓会京の会会報京の会だよりとする。

(編集委員)

第44条 機関紙を発行するために、編集委員を置くことができる。

2 編集委員は、正会員中より役員会がこれを任命する。

3 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9章 会計

(連帯責任)

第45条 会計に関する責任については、役員会の連帯責任とする。

(経費)

第46条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第10章 細則

(細則)

第48条 この規程の施行に際して必要なときは、細則を定めることができる。

第11章 改廃

(改廃)

第49条 この規程の改廃は、総会の議により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に定める本部及び事務局の位置の変更に関する規程の改訂については、役員会の議によりこれを行うことができるものとする。

附 則

この規程は、昭和 55 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 5 月 13 日から改正施行する。
- 2 この規程の改正施行に伴い、成安造形短期大学同窓会京の会終身会費及び会費規程（平成 6 年 4 月 1 日制定）並びに成安造形短期大学同窓会京の会編集委員会規程（平成 10 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 成安造形短期大学の設置者が、平成 14 年 4 月 1 日をもって学校法人京都成安学園から学校法人大阪成蹊学園に変更されることに伴う措置として、設置者変更後も成安造形短期大学の名称で募集を行い、入学した学生についても、在学中には準会員、卒業時には正会員の資格をそれぞれ有するものとして扱うものとする。

附 則

この規程は平成 15 年 3 月 4 日から、改正施行する。

附 則

この規程は平成 15 年 5 月 12 日から、改正施行する。

附 則

この規程は平成 16 年 5 月 10 日から、改正施行する。

附 則

この規程は平成 18 年 5 月 6 日から、改正施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 19 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 13 日から改正施行する。